



平成 27 年 3 月 24 日

各 位

会 社 名 前澤給装工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 晴紀
(コード番号 : 6485 東証 第一部)
問合せ先 経営管理部長兼内部統制室長
檀原 由樹
(TEL : 03-3716-1513)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 24 日開催の取締役会におきまして、定款一部変更議案を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 59 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 社外取締役の招聘による取締役会の監督機能強化および経営体制の一層の充実を図るため、現行定款第 18 条（取締役の員数）の取締役の員数を 7 名以内から 10 名以内へ変更するものであります。
- (3) 平成 27 年 5 月 1 日に施行予定の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められることに伴い、当該法律が施行されることを条件として、それら取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 27 条の 2（取締役の責任限定契約）を新設するとともに、現行定款第 35 条（社外監査役の責任限定契約）について所要の変更を行うものであります。なお、第 27 条の 2（取締役の責任限定契約）の規定を新設する定款変更議案を株主総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (7) (条文省略) (新設)	(目的) 第 2 条 (現行どおり) (1) ~ (7) (現行どおり) <u>(8) 中古水道メータ等の古物の売 買</u>

現行定款	変更案
<p data-bbox="427 129 836 203"><u>(8)</u>前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p data-bbox="295 215 644 246">第3条～第17条（条文省略）</p> <p data-bbox="309 302 496 333">（取締役の員数）</p> <p data-bbox="295 344 836 418">第18条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="295 474 659 506">第19条～第27条（条文省略）</p> <p data-bbox="523 604 601 636">（新設）</p> <p data-bbox="295 952 659 983">第28条～第34条（条文省略）</p> <p data-bbox="309 1039 659 1070">（<u>社外監査役</u>の責任限定契約）</p> <p data-bbox="295 1081 836 1373">第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p data-bbox="1003 129 1225 161"><u>(9)</u>（現行どおり）</p> <p data-bbox="863 215 1241 246">第3条～第17条（現行どおり）</p> <p data-bbox="877 302 1064 333">（取締役の員数）</p> <p data-bbox="863 344 1430 418">第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="863 474 1257 506">第19条～第27条（現行どおり）</p> <p data-bbox="877 562 1176 593">（<u>取締役の責任限定契約</u>）</p> <p data-bbox="863 604 1430 940">第27条 <u>当社は、会社法第427条第1項の2</u>規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p data-bbox="863 952 1257 983">第28条～第34条（現行どおり）</p> <p data-bbox="877 1039 1176 1070">（<u>監査役</u>の責任限定契約）</p> <p data-bbox="863 1081 1430 1373">第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月25日（木）
定款変更の効力発生日 平成27年6月25日（木）

以上